

令和4年度（2022年度）

日野市行政評価システム市民評価委員会
意見書

令和4年（2022年）11月

日野市行政評価システム市民評価委員会

目次

1	行政評価システム市民評価の概要	1
	(1) 評価の視点	1
	(2) 評価点数の考え方	1
	(3) 総合評価の判定基準	2
	(4) 行政評価の流れ	2
2	市民評価の結果	3
	(1) ひとり親家庭家賃助成	4
	(2) 高齢者民間住宅家賃助成	6
	(3) 高齢者食事宅配サービス業務委託料	8
	(4) 福祉タクシー助成	10
	(5) 自動車ガソリン助成	12
	(6) 就学援助経費（小学校・中学校）	14
	(7) 日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金（ひのうまいもん大図鑑）	16
	(8) その他意見	18
3	市民評価委員会の活動経過	20
	(1) 委員会開催経過	20
	(2) 委員名簿	20
4	資料集	21
	(1) 日野市行政評価システム市民評価委員会設置要綱	21
	(2) 評価基準表	23

1 行政評価システム市民評価の概要

日野市行政評価システム市民評価委員会（以下、「市民評価委員会」という。）は、前年度に市が行った事務事業の中から所定の選択基準で市が選択した事務事業に対して、市民の視点で評価を実施するものである。

評価にあたっては、「必要性」「有効性」「効率性」の3つの視点で主管課に対するヒアリングを行い、その結果に基づき、各委員が5段階で各項目を評価した。評価結果について、「必要性」を軸とする所定の評価基準表（巻末資料集参照）に基づき、今後の方向性として総合評価を判定した。

市民評価委員会では、各委員の評価をもとに、委員会としての統一的な意見を調整し、最終的な評価をまとめた。

(1) 評価の視点

必要性	「市民が主役のまちづくりのために市が行う必要があるのか」 ・税金を使って市が実施すべき公共性の高い事業か ・時代の変化に適合した事業か ・多くの市民が望む事業か
有効性	「事業の成果をより高めることができたか」 ・事業成果は上がっているか ・さらに事業成果を向上する余地はないか ・事業の有効性が薄れていないか
効率性	「事業の成果を維持してムダなく効率的に展開できたか」 ・委託料や調達コストの削減に努めているか ・類似した事業と統合できないか ・事業を継続的に行うための財源確保の工夫をしているか

(2) 評価点数の考え方

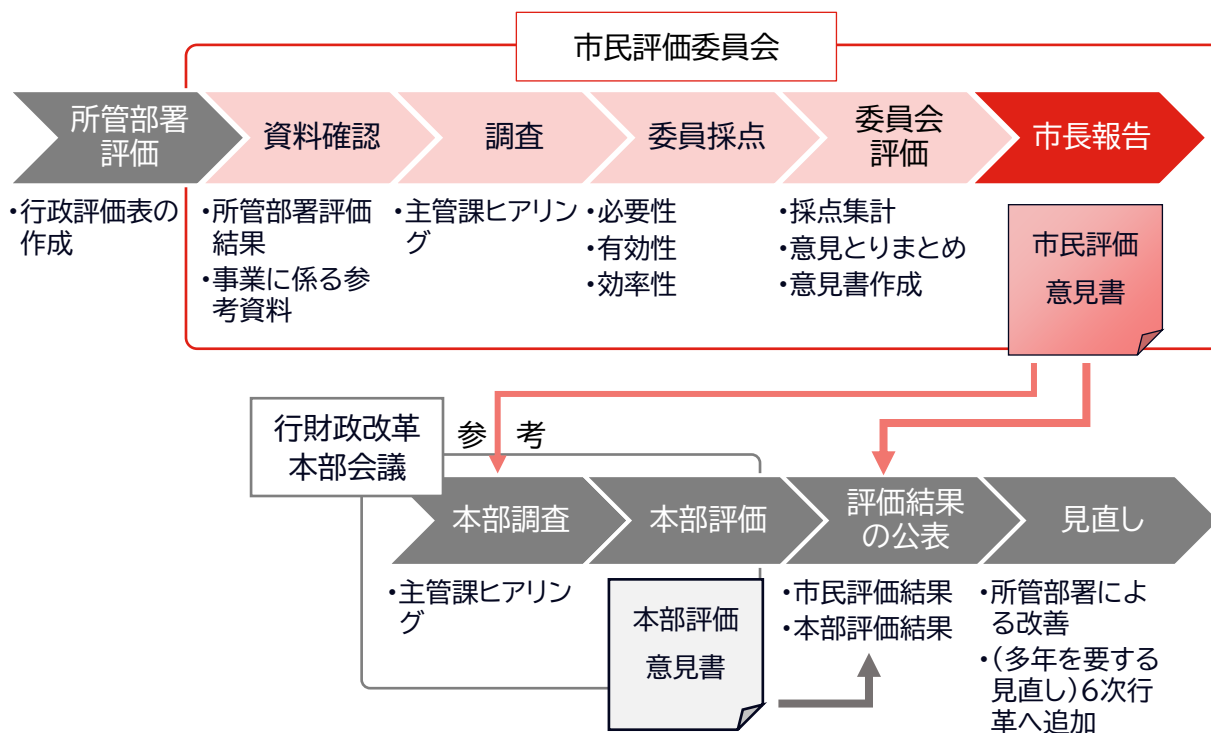
採点	判定基準
5点	非常に優れている。最大限の取り組みがなされている
4点	最高点まではいかないが、良い取り組みがなされている
3点	可もなく不可もなく。悪くはないが、褒めるべき点もない
2点	必要な水準には若干不足している
1点	必要な水準に全然足りていない。抜本的な改革が必要

(3) 総合評価の判定基準

評価	今後の方向性	判定基準
A	拡大・充実	「必要性」「有効性」「効率性」のうち2項目が5点で、他の1項目が4点以上
B	維持・継続	「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が4点以上(上記A「拡大・充実」に該当するものは除く)
C	効率性を改善	「必要性」が3点以上かつ「有効性」が4点以上で、「効率性」が3点以下
D	有効性を改善	「必要性」が3点以上かつ「効率性」が4点以上で、「有効性」が3点以下
E	効率性・有効性を改善	「必要性」が3点以上かつ「有効性」「効率性」の一方が3点で、もう一方が3点以下
F	抜本的見直し	・「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が2点以下 ・「必要性」が2点で、「有効性」と「効率性」が両方とも4点以上
G	休止・廃止	上記に該当するもの以外全て

(4) 行政評価の流れ

- ① 所管部署において対象事業の評価を行う。
- ② 市民評価委員会において、各所管部署の評価結果（行政評価表）及び参考資料を踏まえ、各所管部署に対しヒアリングを行い、各委員で評価を行う。
- ③ 各委員による評価の集計結果をもとに、市民評価委員会内で意見交換の上、委員会としての評価をまとめる。
- ④ 委員会意見を意見書（本書）としてまとめ、市長へ報告する。
- ⑤ 意見書及び報告を受け、最終的な本部評価の参考とする。本部評価と市民評価は併せて公表し、所管部署による改善を行う。



2 市民評価の結果

市民評価委員会では、令和3年度に実施した事務事業のうち、以下の7事務事業（予算上の科目分類としては11事業。就学援助経費が4経費に分かれているため。）について評価を行った。

なお、市民評価委員会の評価結果に関する詳しい内容は次頁以降のとおりである。

No.	事務事業名			
	所管部署	事業開始年度	R3 決算額	総合評価
(1)	ひとり親家庭家賃助成			
	セーフティネット コールセンター	平成 29 年度	9,619,581 円	C:効率性を改善
(2)	高齢者民間住宅家賃助成			
	高齢福祉課	平成 3 年度	17,965,036 円	B:維持・継続
(3)	高齢者食事宅配サービス業務委託料			
	高齢福祉課	昭和 62 年度	38,173,249 円	F:抜本的見直し
(4)	福祉タクシー助成			
	障害福祉課	昭和 50 年度	32,498,400 円	C:効率性を改善
(5)	自動車ガソリン助成			
	障害福祉課	昭和 54 年度	28,270,800 円	E:効率性・有効性を改善
(6)	就学援助経費（小学校・中学校）			
	庶務課、学校課	昭和 22 年度※	162,739,459 円	C:効率性を改善
(7)	日野市の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金（ひのうまいもん大図鑑）			
	産業振興課	平成 24 年度	2,000,000 円	B:維持・継続

※学校教育法による就学援助制度の開始年

(1)ひとり親家庭家賃助成

所管部署	健康福祉部 セーフティネットコールセンター		
事業概要	児童扶養手当を受給し、高校生相当年齢の子がいる民間賃貸住宅に住むひとり親世帯に対し家賃の一部(月額1万円)を助成するもの。		
事業開始	平成 29 年度	令和 3 年度決算額	9,619,581 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	C	効率性を改善	5	4	3
A委員	B	維持・継続	5	4	4
B委員	B	維持・継続	5	4	4
C委員	C	効率性を改善	4	4	2
(参考)所属評価	B	維持・継続	4	4	4

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育修了後の助成金減額を補う制度として必要性は高い。 低所得世帯の高等教育機会を高める一助となりえる。 都内 26 市の中で類似事業を実施している自治体も4市のみであり、実施していない他市の施策を参考として、低所得世帯への助成の全体像を見直すことも必要ではないか。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業の維持継続を図り、更なる対象世帯の把握に努め実施されたい。 受給対象世帯数(受給条件を満たす世帯数)の推計方法の検討や受給世帯の実態(平均家賃等)分析などを一度行ってみる必要があるのではないか。その上で、周知・申請勧奨の方法について根本的な見直しと新たな工夫が望まれる。 本制度が高等教育機会の向上に寄与したというエビデンスを示せないだろうか。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯の生活の維持としての必要性は非常に高いと思われる。高校生相当の年齢の子いる世帯にとっては学費等にも支出が見込まれる事から有意義であると思う。 義務教育修了後の助成金減額を補う制度として必要性は高い。 低所得世帯の高等教育機会を高める一助となりえる。 低所得世帯の生活安定の一助となりえる。 児童扶養手当を受給している 917 世帯中、令和3年度の受給実世帯数は 85 世帯にとどまっており、「多くの市民が望む事業」という観点では疑問が残る。 都内 26 市の中で類似事業を実施している自治体も4市のみであり、実施していない他市の施策を参考として、低所得世帯への助成の全体像を見直すことも必要ではないか。
-----	---

(1)ひとり親家庭家賃助成

有効性	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯数の達成率は令和3年度では 94.44%と高く有効的な施策である。制度の周知等はある程度なされており、事業成果の有効性は高い。 助成金給付は対象世帯の生活安定に直接的に資する仕組みであり有効性は高い。 対象世帯全てに制度の周知は必須であるが、申請・申告制である以上、漏れと資格喪失の実数をリアルタイムで捕捉することは困難であろう。非現実的なレベルの完全性を求めるべきでない。 児童扶養手当受給世帯の中学3年生を対象に本制度の周知を図る取組みを行っており、予実比約94%という実績から現時点では有効性を高める努力は十分なされていると判断できる。 対象世帯の捕捉や目標値の設定方法には改善の余地があると思われるが、直近3年度では安定して 80 世帯以上が申請・受給しており、事業の有効性としては一定の評価ができると思う。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 達成率は高く対象世帯全世帯の補足も含め制度の周知が出来ている。支給事務等についてはシステム借上料は特になく、市全体のシステムの中にメニューとして組み込まれている事から、経費の削減がなされていると考えられる。 他の財源確保のためのアンテナは引き続き高くして情報収集に努めるべき。 デジタル化は単に事務の効率化だけでなく、リアルタイム実数把握のツールとして活用できるデータベース化を視野に入れるべき。 受給世帯数も限られているため、正規職員換算従事者数も他事業に比して抑えられているが、逆にいえば一事業として立てるのではなく、他の類似事業への統合や代替の可能性が高い事業といえるのではないかと見直しと考える。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業の維持継続を図り、更なる対象世帯の把握に努め実施されたい。 対象世帯を漏れなく助成でき且つ不正受給が発生しないシステムにしてもらいたい。 他の助成制度と連動して助成額の見直しを定期的に行い更に有効性を高めてほしい。 受給対象世帯数(受給条件を満たす世帯数)の推計方法の検討や受給世帯の実態(平均家賃等)分析などを一度行って見る必要があるのではないかと。 その上で、本事業の継続、維持が必要という結論になるのであれば、周知・申請勧奨の方法について根本的な見直しと新たな工夫が望まれる。 大いに有意義な事業であるので更なる助成費の増額に努めて頂きたい。 本制度が高等教育機会の向上に寄与したというエビデンスを示せないだろうか。 低所得世帯にとって、同水準の助成が得られるのであれば、申請の手間は極力抑えられる方が良い。類似事業への統合や代替も視野に、全体の見直しを。

(2) 高齢者民間住宅家賃助成

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	民間賃貸住宅に居住する低所得である高齢者に対し、家賃の1/3(上限月 10,000円)を助成する。		
事業開始	平成3年度	令和3年度決算額	17,965,036円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	B	維持・継続	4	4	4
A委員	B	維持・継続	4	4	4
B委員	B	維持・継続	5	4	4
C委員	C	効率性を改善	4	4	3
(参考)所属評価	B	維持・継続	4	4	4

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅、シルバーピア整備や他の助成事業を補完する施策として、低所得の高齢者にとって必要性の高い事業と考える。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 人口動態、高齢世帯の居住実態、所得水準の変化などの基本的な指数をできる限り正確に把握し、事業としての中長期的な見込みを設定すべき。 高齢化の加速に伴い助成レベルが低下しないよう中長期の財源確保を講じる必要があると思う。 「はつらつ・あんしん調査」の対象年齢が75歳以上に変更になったことに伴う周知機会減少は、助成の公平さの観点で看過できない問題だと思う。代替手段の導入を急いで頂きたい。 申告書の簡素化の検討とあるがデジタルによるシステム化は現在実施されているのか不明だが、IT等の活用を図られたい。 事務対応上のリソースの問題はあろうかと思うが、できれば所得面だけではなく総資産の多寡も助成条件とする等とともに、周知方法を工夫し、本当に必要としている高齢者に不公平なく助成が行きわたる事業となることを望む。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にとって、現在の年金支給額では生活に余裕はなく、なおかつ低所得者にとっては非常に生きる糧となっている。広報等への掲載から子世代からの問い合わせもあり制度の必要性がある。 低所得高齢者への手厚い援助は必須であり、継続すべき事業である。 シルバーピア整備や他の助成事業を補完する施策として必要性が高い。 高齢化率が高まる中で、公営住宅への入居は競争が激しく、低所得の高齢者にとって必要性の高い事業と考える。
-----	---

(2) 高齢者民間住宅家賃助成

有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成率は 100%以上となっており、今後の超高齢化社会においては、非常に役立つ事業である。令和3年度はコロナ禍の状況であったが「はつらつ・あんしん調査」の対象者への直接郵送により周知が行われ対象者が増加したとの事であり非常に効果があった。 ・ 低所得高齢者の生活安定に直接的に資する事業であり有効性は高い。 ・ 国、都には同種の助成制度が無く関連する事業も無いことから、有効性は高い。 ・ 高齢世帯の民営借家利用率は引き続き増加傾向であり、本事業の利用世帯数も増加している。また、想定家賃に占める助成金の水準も生活の安定に寄与しているものとする。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書類の簡素化等の検討もされており、高齢者にとっては負担軽減となり効率化が図られる。 ・ 2桁%の対象者増加に対応できているのは効率よく事業経営を行っている証と考えられる。 ・ 今後も対象者増加が続く中、申請の簡便化は対象者と所管部署双方の事務負担軽減に寄与する方策であり、強く推進してもらいたい。 ・ 都内 26 市中多くが直営で実施している実態を見ても、本来的には公営住宅整備を促進し、入居希望者の多くに対応しうる態勢とすることが理想である。 ・ 周知を徹底し、申請勧奨を進めていけば、利用世帯数はこれからも増加していくことが予想されるが、定量面での実態把握が十分できておらず、財源確保も含め将来的な対応力には不安が残る。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はつらつ・あんしん調査」の実施に伴い、65 歳から 74 歳に対して以前は郵送により周知されていたが、周知の対象が 75 歳以上となったとの事だった。郵送料経費はそれほど高額とは思われないので、担当課では他の周知手段を検討するとの事だが、従前通り配布してはと思われる。以前は 65 歳以上への周知配布により対象者の増加した結果からも配布は有意義である。 ・ 「はつらつ・あんしん調査」の対象年齢が変更になったことに伴う周知機会減少は、助成の公平さの観点で看過できない問題だと思う。代替手段の導入を急いで頂きたい。 ・ 人口動態、高齢世帯の居住実態、所得水準の変化などの基本的な指数をできる限り正確に把握し、事業としての中長期的な見込みを設定すべき。 ・ 行政評価表の「過去 3 カ年の推移」に記載されている利用世帯数は実は年度内の支払い回数であるとの説明があったが、事業の結果検証、評価を正しく行うためには、目標値の設定方法も含め、計数の取り方を改善した方がよい。 ・ 65 歳から 74 歳への周知についても改善されたい。申告書の簡素化の検討とあるがデジタルによるシステム化は現在実施されているのか不明だが、IT 等の活用を図られたい。 ・ 高齢化の加速に伴い助成レベルが低下しないよう中長期の財源確保を講じる必要があると思う。 ・ 対象者を漏れなく抽出し申請を簡易化することは、どの福祉事業にも共通の効率改善課題であり、情報のデジタル化を一層すすめる中で関連事業や部署間横断のデータベースを構築して有効活用する方向を模索して頂きたい。 ・ 事務対応上のリソースの問題はあろうかと思うが、できれば所得面だけでなく総資産の多寡も助成条件とする等とともに、周知方法を工夫し、本当に必要としている高齢者に不公平なく助成が行きわたる事業となることを望む。

(3) 高齢者食事宅配サービス業務委託料

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	日中独居や高齢者だけの世帯で見守りが必要な高齢者に対し、バランスの良い食事を宅配、手渡しで提供することで、身体の様子等を確認しながら見守る。		
事業開始	昭和 62 年度	令和 3 年度決算額	38,173,249 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	F	抜本的見直し	3	2	2
A委員	F	抜本的見直し	3	2	2
B委員	F	抜本的見直し	3	2	1
C委員	F	抜本的見直し	3	3	2
(参考)所属評価	F	抜本的見直し	3	2	1

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居の高齢者への支援策として必要性の高いサービスであり引き続き市が関与すべき事業であると思う。 ・ しかし、委託先である社会福祉協議会と NPO 法人については、前者が再委託を前提としていることや、後者の事業推進体制等の課題がありそうなことから、1食当たりのコストが他の民間事業に比較して非常に高い水準にある。 ・ 近年では安否確認や栄養バランスについても配慮された民間の食事宅配サービスが数多く存在しており、高コストをかけて特に市の事業として実施する必要性はもはやないと考える。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来スキームを抜本的に見直し、例えば入札で業者選定を行い安価で良質な配食サービスを安定的に提供する必要がある。 ・ 民間事業者においても見守りサービスを行う事業者もあることから、行政としての事業は見直しする必要があると思われる。 ・ 民間活用の際にも、丸投げではなく、ある程度行政の関与があり、高齢者が安心して利用できる仕組み作りを望む。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性は理解できるが市場原理の変化に伴い直接市として実施する事業ではないのではないか。食事の宅配サービス事業は高齢化社会に伴い、民間の各種のサービスが提供されており特に市の事業としてはもはや必要としていないと考えます。民間においても食事メニューにおいてもカロリー等にも配慮されており十分にバランスが取れていると思われる。 ・ 独居の高齢者への支援策として必要性の高いサービスであり引き続き市が関与すべき事業であると思う。 ・ 良質な食事の提供と見守りは独居の高齢者にとって他に替えがたい安心をもたらす、福祉事業の本質に沿った目的に合う事業である。 ・ 現在委託先である社会福祉協議会と NPO 法人については、前者が再委託を前提としていることや、後者の事業推進態勢や効率性に問題がありそうなことから、1食当たりのコストが他の民間事業に比較して非常に高い水準にある。 ・ 主管課の認識のとおり、近年では安否確認も含めた民間事業者が数多く存在しており、高コストをかけて市として実施していく必要性は認められない。
-----	---

(3) 高齢者食事宅配サービス業務委託料

有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効ではあるが民間においても食事のバランスはとられており、特に市によらなくても有効性は損なわれない。 ・ 必要性が高い事業であるにも拘わらず利用者数が横ばいであるのは、受益者負担額が高すぎて民間の同種のサービスに比してコストパフォーマンスが劣るためと推察できる。 ・ 本事業の有効性は揺るがないが経費(市の負担額)が大きすぎる。 ・ 高齢になるに従い、買物をして自炊をするという行動はハードルが高くなる代表的なものであり、外食もままならない実態では、ユーザーにとって利用価値の高い有益な事業と考える。 ・ 見守り機能についても、代替できる他の施策がないのであれば、本事業の有効性は高い。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間による給食事業の参入者は多数参入しており、特に行政で実施しなくても、対象者への効率化は損なわれないのではないかと。むしろ民間による選択可能範囲が増え効率化になるのではないかと。一食あたりの単価が非常に高額と思われる。民間の単価と比較しても非効率であり、市として市の負担金や補助金は廃止すべきである。 ・ 民間で同種のサービスがはるかに安価で提供できている一点から、直ちに本事業を抜本的に見直す必要があると思われる。 ・ 受益者負担は民間サービスの標準額と同等 + α (αは10%以下)に留め、市は委託業者の選定・管理に特化して経費の削減と効率向上に努めるべきである。 ・ 委託料の削減に努めた形跡は見られない。 ・ (事業を継続するのであれば、)同様の対応をより低いコストで行えている民間事業者(含む:大手)への委託先変更を検討すべき。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者においても見守りサービスを行う事業者もある事から、行政としての事業は見直す必要があると思われる。 ・ 従来スキームを抜本的に見直し、例えば入札で業者選定を行い安価で良質な配食サービスを安定的に提供する必要がある。 ・ 事業の維持継続自体や委託先選定を含む事業全体の見直し。 ・ 見守りについては年間3件の異常事態が察知できたとのこと、異常事態の通報システム等を見直しの中で十分に検討し宅配サービスに反映されるようにされたい。その際新たに見守りの委託料についても宅配サービスの中で吸収されるように期待したい。引き続き宅配を希望する対象者名簿は民間事業者に提供する前提で検討されたい。 ・ コスト面でメリットがあるとして民間に丸投げしないで市が管理運営面で関与するスキームは維持してもらいたい。 ・ 公の関与は独居高齢者にとって得難い安心に繋がることを再認識して頂きたい。 ・ 市単独実施である本事業を廃止し、民間活用に移行する際には、事業者の対応能力や事業継続性等を十分に検証し、利用者にとって満足度の高いサービス提供が行えることを第一に検討頂きたい。 ・ 民間活用の際にも、丸投げではなく、ある程度行政の関与があり、高齢者が安心して利用できる仕組み作りを望む。

(4) 福祉タクシー助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、タクシー利用料金の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。		
事業開始	昭和 50 年度	令和 3 年度決算額	32,498,400 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	C	効率性を改善	4	4	3
A委員	C	効率性を改善	4	4	3
B委員	E	効率性・有効性を改善	4	3	2
C委員	C	効率性を改善	4	4	3
(参考)所属評価	C	効率性を改善	4	4	3

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の外出支援策として必要性は高く、障害者福祉の増進に寄与する事業と認められる。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給の方法、精算の方法については、デジタル化を図る等、事務負担の軽減を図りたい。 ・ 自動車ガソリン助成事業とセットで助成額の向上、精算方式の見直し、経費削減を推進して頂きたい。 ・ 障害等級による一律のチケット枚数ではなく、対象者個々の生活様式や状況に即した支援となるよう制度設計を抜本的に見直して頂きたい。 ・ 本事業に関する HP 上の案内が、手帳に関するページの「手帳をお持ちの方への主なサービス一覧」になく、「費用助成、用具の給付」ページにしかない。この点も含め、ニーズを有する対象市民への周知の方法を今一度見直す必要があるのではないかと。 ・ 他の助成の方法は、手当方式、償還方式、交通系 IC カード活用等が考えられる。利用者の利便性向上に向け、他の関連施策の進展等も視野に入れ、今後も検討を継続頂きたい。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンデキャップを持つ人に対して外出の機会を助成により支援する事は、行政としての公共性は高く超高齢化社会に伴いこの事業の必要性は高い。 ・ 障害者の外出支援策として必要性は高く、障害者福祉の増進に寄与する事業と認められる。 ・ 障害者の社会進出の機会を支える重要な事業と認められる。 ・ R4年度は手帳交付者のうち約 44%が利用しており、ニーズは高いと思われる。 ・ 障害を持つ方の外出支援としては必要性が高い事業と考える。
-----	--

(4) 福祉タクシー助成

有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出による行動範囲は広がり、社会との繋がりも確保出来る事から、大いに社会活動の支援につながる。福祉タクシー使用の際、「福祉タクシー利用者証」「福祉タクシー利用券」「身体障害者手帳又は愛の手帳」の提示となっているが、利用者にとっては煩雑ではないか。 ・ 直近3年度の予実差(比)が70%台であるのは予算の立て方に問題がある印象を持つ。 ・ 他市との比較で一人当たり助成額が高額とは言えない。増額の検討を行って貰いたい。 ・ 公共交通機関を利用することが困難な障害のある方にとっては、有効な事業と考える。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値に対して実績値が70%台となっており、多くの方が利用できるようになっていないのではないかと、配布方法も含め簡易に支給できていないのでは。 ・ チケット方式がタクシー会社にとって(所管部署にとっても)事務の煩雑さを伴うのであれば領収証による償還払いへの切り替えを積極的にすすめ、総経費の削減につなげて貰いたい。 ・ 償還払いへ切り替えることで電子決済への道を開くことができれば更なる利便性向上と経費削減が期待できる。 ・ 車いすタクシー補助金1500万円(500万円/社×3社)は支出妥当性の判断が難しい。内訳明細に基づく妥当性チェックを行って頂きたい。 ・ より利用率を高め、真に本助成を必要とする方が安心して外出できるよう、助成の対象や方法については検討の余地がある可能性があるが、行政としての効率的な事業実施体制を考慮する上では、現時点では現実的な対応かと思量する。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給の方法、精算の方法については、アプリ等の導入を図り事務負担の軽減を図られたい。(例 Pay Pay の導入など) ・ 障害者の社会参画の増進に資する事業であるにも拘わらず利用実績が予算に満たないレベルで推移しているのは、利便性に何か課題が潜む可能性がある。洗い出して改善して頂きたい。 ・ 障害等級による一律のチケット枚数ではなく、対象者個々の生活様式や状況に即した支援となるよう制度設計を抜本的に見直して頂きたい。 ・ 本事業に関する HP 上の案内が、手帳に関するページの「手帳をお持ちの方への主なサービス一覧」になく、「費用助成、用具の給付」ページにしかない。この点も含め、ニーズを有する対象市民への周知の方法を今一度見直す必要があるのではないかと。 ・ 自動車ガソリン助成事業とセットで助成額の向上、精算方式の見直し、経費削減を推進して頂きたい。 ・ 他の助成の方法は、手当方式、償還方式、交通系 IC カード活用等が考えられる。利用者の利便性向上に向け、他の関連施策の進展等も視野に入れ、今後も検討を継続頂きたい。

(5) 自動車ガソリン助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、自動車のガソリン給油費の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。		
事業開始	昭和 54 年度	令和 3 年度決算額	28,270,800 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
A委員	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
B委員	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
C委員	E	効率性・有効性を改善	4	2	3
(参考)所属評価	C	効率性を改善	4	4	3

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉の観点から、福祉タクシー助成と相互補完しあう必要性の高い事業と認められる。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 支給の方法,精算の方法については、デジタル化を図る等、事務負担の軽減を図りたい。 障害者の生活支援、社会参画支援という同じ目的の 2 事業(福祉タクシー、ガソリン助成)を別々に運営するのではなく完全に一本化して無駄を省き、より手厚い助成事業に改めていって頂きたい。 利用可能なガソリンスタンドを拡大するための方策の検討と実施を願いたい。 助成額は他市との比較において高額とは言えない。加えて、ガソリンは価格変動が大きいので、少なくとも年度毎の見直しにより適正な助成額改定を行う必要があると思う。 自動車を移動手段とする対象市民は長距離を走るよりも近隣の買物や通院等に自動車を使用するケースが多いのではないかと。また、近年はハイブリッド車の普及により、燃費は以前より格段に向上している。例えば、ショッピングモール等、駐車場代が必要になる施設において、手帳を提示することで一定時間が無料となるサービスの方がニーズが高いのかもしれない。何が自動車利用対象者にとって有効な助成となるかについて、視点を改めて検討することも必要ではないだろうか。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> 対象者等の経済的負担を考慮すると自動車のガソリン券の助成は大変支援効果があると思われる。 障害者福祉の観点から、福祉タクシー助成と相互補完しあう必要性の高い事業と認められる。 R4年度は手帳交付者のうち約 28%が利用しており、移動手段として自家用車を利用している対象者の実数は不明であるが、一定の利用率には達していると考えられる。 障害のある方の外出支援施策として、福祉タクシー助成事業と並び、ニーズに対応した事業である。
-----	---

(5) 自動車ガソリン助成

有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン券を利用できる事業所があまりにも少なすぎる、市内全域を網羅するようにしないと制度の有効性が疑問である。事業所の事務の簡素化を図るなどを行い有効性の向上を図られたい。ガソリン券使用の際、「利用者証」・「自動車ガソリン給油券」・「身体障害者手帳又は愛の手帳の提示を求められているが利用者にとっては煩雑ではないか。 ・ 利用できる給油所が僅か3カ所というのは利便性が著しく悪い。 ・ チケット使用時は現金支払いのみという現行サービスも利便性が悪い。 ・ チケット方式が給油所の登録の妨げとなっているなら直ちに精算方式を領収証による償還払いなどに改めて、どの給油所も利用できるように改善すべきである。 ・ 日野市にあるガソリンスタンドは 16 と思われるが、本助成が利用可能なスタンドは3つにとどまっており、利用者にとっての利便性は低い。 ・ 利用可能スタンドが少ない原因はある程度把握できているようであるので、事業の有効性を高めるため、原因の解消に向けて制度の見直しが必要と考える。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン券を利用できる事業所があまりにも少なすぎるため、遠方より対象事業所にて利用せざるを得ず、利用状況の効率化が図られていない。 ・ 電子決済が可能な精算方式を導入するのが好ましい。 ・ 正規職員換算従業者数は他事業と比して多くはないが、協力企業(スタンド)だけではなく、市側でも券をカウントする等の事務負担は少なくないと思われる(他市も言及)。 ・ 利用者、利用率が拡大することがそのまま比例的に事務負担増大につながる事業構造では、周知、利用勧奨の取組みにも消極的になってしまい、結果として真に必要なとする対象市民に施策が行きわたらないリスクがあると思量する。 ※ この点は福祉タクシー助成事業にも共通
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給の方法、精算の方法については、アプリ等の導入を図り事務負担の軽減を図られたい。(例 Pay Pay の導入など) ・ 助成額は他市との比較において高額とは言えない。加えて、ガソリンは価格変動が大きいので、少なくとも年度毎の見直しにより適正な助成額改定を行う必要があると思う。 ・ 利用可能スタンドを拡大するための方策の検討と実施。 ・ ガソリン券を利用できる事業者の増設を望みたい。 ・ 障害者の生活支援、社会参画支援という同じ目的の 2 事業(福祉タクシー、ガソリン助成)を別々に運営するのではなく完全に一本化して無駄を省き、より手厚い助成事業に改めていって頂きたい。 ・ 自動車を移動手段とする対象市民は長距離を走るよりも近隣の買物や通院等に自動車を使用するケースが多いのではないかと。また、近年はハイブリッド車の普及により、燃費は以前より格段に向上している。 例えば、ショッピングモール等、駐車場代が必要になる施設において、手帳を提示することで一定時間が無料となるサービスの方がニーズが高いのかもしれない。何が自動車利用対象者にとって有効な助成となるかについて、視点を変えて検討することも必要ではないだろうか。

(6) 就学援助経費(小学校・中学校)

所管部署	教育部 庶務課、学校課		
事業概要	経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対して必要な経費の援助を行う。		
事業開始	昭和 22 年度*	令和 3 年度決算額	162,739,459 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	C	効率性を改善	5	4	3
A委員	B	維持・継続	5	4	4
B委員	C	効率性を改善	5	5	3
C委員	C	効率性を改善	4	4	3
(参考)所属評価	B	維持・継続	4	4	4

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> 要・準要保護者世帯の児童に対し、教育を受ける権利を保障するものであり、公共性が高い事業である。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 重要な事業であるので、必要性・有効性を正しく認識し、また適切な予算確保を目的とする将来予測を行うためにも、基礎となる計数の把握と管理はしっかりと続けて頂きたい。 今後、学習環境の変化に伴い、就学援助の対象項目の検討をされたい。(例 オンライン授業に伴う通信環境の整備、端末機器への配布、補助等) 就学援助という同一目的の事業が学校給食支援経費と就学援助経費に二分されそれぞれ別課に所管されている現状は全く合理性が無い。直ちに所管部署の一本化がなされるべき。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育課程における就学支援は、行政として最優先の施策であり公共性が高い事業である。児童生徒の学習環境を維持し学習権を保障する事にもつながる。校外活動費・移動教室費、修学旅行費(上限有)、学校給食費は実費額となっており年額定額援助とは異なり大切な援助となる。 要・準要保護者世帯の児童が正しく教育を受ける権利を行使するために必要な援助であり、公共性も高く、対象となる世帯の多くに望まれる事業である。 基本的人権に直結する援助事業であり必要性は論を俟たない。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に援助を行うことは学習環境の安定性を確保でき、児童、生徒の心身及び学業意欲への向上が期待できる。なお、非認定となった世帯はヒアリングではさほど多数ではないと聞いている。財政状況を考慮しながら認定基準の見直しを図り有効な施策とされたい。 援助項目は多岐にわたっており、世帯に求められる経済的負担のうち一定割合の支援は実現されているため、事業成果は上がっているものと考えられる。 困窮世帯への援助費支給は100%の有効性を有するもので評価の対象ではないと思われるので便宜上最高点数とした。

※学校教育法による就学援助制度の開始年

(6) 就学援助経費(小学校・中学校)

<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類については、認定、支給業務はシステム化されており、業務の早期決定が期待できている。なお、学校給食支援経費は教育委員会庶務課ではなく、学校課の所管とのこと、今後は事務の統合化を図りたい。 ・ 給食費とそれ以外の担当課が分かれていることは、客観的に見て合理的とはいえない。 ・ 援助費目は考えうるほとんどの項目が網羅されているようであるが、必要性のそれほど高くない項目もあるようなので、担当課の整理とともに見直しが必要と考えられる。 ・ 所管部署が二課にまたがる運営は有形無形の非効率を生みます。 ・ 二部署が主管する必然性がないのであれば直ちに統合し主管部門を一本化すべきと思います。
<p>改善提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、学習環境の変化に伴い、就学援助の対象項目の検討をされたい。(例 オンライン授業に伴う通信環境の整備、端末機器への配布、補助等) ・ 資料中に「認定率」という項目があり、数字が記載されているが、ヒアリングで確認したところ、分母は全小中学校の在籍児童数であるとのことであった。ニーズのある世帯の児童のうちどれくらいをカバーできているかという観点からは、分母は受給条件を満たす世帯の児童数または申請を行った世帯の児童数とすべきかと考える。 ・ 就学援助という同一目的の事業が学校給食支援経費と就学援助経費に二分されそれぞれ別課に所管されている現状は全く合理性が無い。直ちに所管部署の一本化がなされるべき。 ・ オンライン学習通信費は速やかに予算化して学習環境の多様化に対応して頂きたい。 ・ 国庫補助の対象事業との事だが法律では二分の一(予算の範囲内で補助)となっているが実態に合っていない。補助金の額の増額に努めて欲しい。 ・ 重要な事業であるので、必要性・有効性を正しく認識し、また適切な予算確保を目的とする将来予測を行うためにも、基礎となる計数の把握と管理はしっかりと続けて頂きたい。 ・ 援助効果が目減りしないようにきめ細かい援助額(定額費目)の見直しを行って頂きたい。他市とのバランスを過剰に意識せず、日野市の取組みが他市をリードするほどの手厚い福祉事業として頂きたい。

(7) 日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金(ひのうまいもん大図鑑)

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の商業者の商品を日野の魅力発信の貴重な資源として、市民や来訪者に PR する事業を行い、地域の活性化を図る。</p> <p>市民レポーター制度を導入し、市民の人目線の飲食店マップを作成。</p> <p>冊子だけでなく、WEBで飲食店の紹介動画やホームページの充実を行うことで、WEBでの情報発信にも力を入れている。</p>		
事業開始	平成 24 年度	令和 3 年度決算額	2,000,000 円

①委員会評価

評価者	総合評価		必要性	有効性	効率性
委員会総評	B	維持・継続	4	4	4
A委員	B	維持・継続	4	4	5
B委員	D	有効性を改善	4	3	4
C委員	B	維持・継続	4	4	4
(参考)所属評価	B	維持・継続	4	4	4

②委員会意見

意見	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域を一冊の大図鑑として網羅していることは非常に有意義であり、利用者には情報ツールとしてとても利便性が高い。作成を委託する事なく市民レポーター制度による情報収集、編集発行はわかりやすく身近なものとなっている。結果として商業振興、地域活性化に役立っている。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 有効性の物差しを導入する必要がある。 うまいもん大図鑑の情報によって、来店者数の把握を行い、更なる利用増大につなげてほしい。サービス券の掲載や各種工夫を行って事業を実施してほしい。 公的機関が実施していることによるリスクについて、リスクヘッジ等対応策を検討して頂きたい。 認知度をさらに高めるため、周知窓口の拡大、WEB サイト運営の改善、動画編集の見直し、市民レポーター制度のブラッシュアップ(SNS のスポット活用など)、魅力ある特典の付与等をさらに検討すべき。また、利用者がインスタグラム・twitterなどを通じて拡散する情報は非常に有効であり、このルートを拡大する方向での検討も必要。 メディアにも数多く取り上げられ、日野市の認知・ステータス向上に資するコアアイテムとなるような展開を期待する。

③各委員の意見

必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域を一冊の大図鑑として網羅していることは非常に有意義であり、利用者には情報ツールとしてとても利便性が高い。作成を委託する事なく市民レポーター制度による情報収集、編集発行はわかりやすく身近なものとなっている。結果として商業振興、地域活性化に役立っている。 優先事業とは言えないが、本市の将来に資する取組みであると思われる。 地域の魅力を広く発信し、活性化を図るために効果的な事業であると考えられる。 市民が地元への関心を持ち、来訪者にとっても利便性の高い情報を得られるという観点から、必要性は高い。
-----	--

(7) 日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金(ひのうまいもん大図鑑)

有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大図鑑への掲載店舗の年々の増加は店舗、利用者にとっても有意義であり来訪促進、地域活性化に大いに役立っている。店舗情報の動画の配信もあり、実際に大図鑑では見えない部分も知ることができ利便性が高い。 ・ 有効性を計る定量的な指標がなく判断が難しい。 ・ 冊子と WEB 情報が来店につながったことを確認する方法を組み込んで頂きたい。ポイント付与や割引券発行など。 ・ スタンプラリーや市民レポーター制度など、特徴ある運営が行われ、OUTPUT である冊子や HP も見やすい工夫がなされており、一定の有効性は認められる。 ・ 一方で認知度や利用率については改善の余地があるようであり、事業効果を向上させる施策の実行が期待される。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大図鑑は業者委託により発行するのではなく、市民レポーター制度により「うまいもん大図鑑制作委員会」が発行主体となっており制作経費の削減が図られている。 ・ 訴求力のある冊子作製やグルメハンター制度など評価できる取組みだと思う。 ・ 印刷費を除いた事業費は 200 万と抑えられており、広告効果も考え併せれば、効率的な運営がなされていると思われる。 ・ また、他の事業・イベント・企業等とのコラボレーションもさらに検討しうるのではないか。
改善提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ うまいもん大図鑑の情報によつての、来店者数の把握を行い、更なる利用増大につなげてほしい。サービス券の掲載や各種工夫を行い、経費をあまりかけない施策の検討をしてほしい。 ・ 有効性の物差しを導入する必要がある。 ・ 記載情報の信憑性(文責)や食中毒などの不測事故により行政が責任を問われることが無いよう、法的なリスクヘッジを組み込んでおく必要がある。 ・ 認知度をさらに高めるため、周知窓口の拡大、WEB サイト運営の改善、動画編集の見直し、市民レポーター制度のブラッシュアップ(SNS のスポット活用など)、魅力ある特典の付与等をさらに検討すべき。 ・ また、利用者がインスタ・twitter などを通じて拡散する情報は非常に有効であり、このルートを拡大する方向での検討も必要。 ・ 大図鑑への掲載店舗の増加に伴い毎年装丁が厚くなると、携行するのに不便なので適当な厚さものにされたいと思う。大図鑑は市内全域を一冊の冊子として作成されているのが魅力と考えている。今後地域別に分割された冊子は不都合なので今後とも一冊の中で発行して欲しい。 ・ 日野市の将来的発展に資する事業に行政が積極的に関わることは大いに評価できる。リスクの多寡や公平性への過剰配慮を排して、商業振興を推進して頂きたい。 ・ メディアにも数多く取り上げられ、日野市の認知・ステータス向上に資するコアアイテムとなるような展開を期待する。

(8) その他意見

個々の事務事業の評価とは別に、各市民委員からの意見を列挙する。

【A委員】

今回の評価対象は、経済的困窮者並びに社会的弱者の自立や社会とのつながりの拡大に寄与する事務事業が多く見受けられました。

各施策は行政として必要最低限実施すべきであり、またしなくてはならない事務事業だと思います。それらの事務事業に対して評価項目として必要性、有効性、効率性となると判断が難しい面があると思いました。

仮に評価結果が休止、廃止等の場合は福祉部門の事務事業に対しては影響が多大であり判断に迷いが残ります。今後、特に市政として必要と判断された事務事業に対しては、積極的に事務事業の評価が拡大・充実の評価となるよう施策の充実を期待いたします。

【B委員】

1) 評価対象の事業抽出について

7 事業を取り上げたのは、評価作業量としては妥当であったと思います。また、市の独自事業を中心に年間経費 10,000 千円以上とした括りも適切な判断であると思います。一方、自発的に評価を希望した事業が 1 件のみであったのは、行政評価の意義と必要性に対する各所管部署の意識が希薄であるのかという懸念を持ちました。

2) 事業所管部署の自部門評価について

1 事業(高齢者食事宅配サービス業務委託料)を除いていずれも無難な採点であるとの印象を持ちました。背景には有効性や効率性を評価する定量的な基準の設定が甘く、改善に対する問題意識はあっても定性的な評価に留まっているように思います。

3) 委員の構成について

事務局より応募者が少なかった旨説明がありましたが 3 名というのは少なすぎると思います。

且つ高齢男性のみという構成は偏り過ぎています。多岐にわたる行政事業を取り上げる必要上論文(応募理由)による選考は止むを得ないと思いますが、委員募集の要項を見直して応募しやすくする必要があります。委員構成は広い年代で男女が混在するよう工夫が必要です。

【C委員】

① 評価全体について

各事業について、すべてが初見であるため、提示を受けた資料だけでは、その事業内容の理解と評価項目の検討には不十分であり、自分で市行政の関連事項や他の行政機関の情報等々を調べる必要があった。また、ヒアリングの日程が詰まっているため、評価シートも短時間でのフィードバックが求められ、対応上は負担が大きかった。

② 委員構成について

今年度は本委員会経験者である識者1名、公募市民が2名の3名体制であった。意見をまとめる上では効率的に進められる面もあるが、限られた人数で行政への意見とすることに不安も感じる。

委員会経験者や学識経験者等に広く声をかけるなどによって、もう少し委員会としての態勢を充実させる必要もあったのではないか。

③ ヒアリングについて

事前に配布された行政評価表は、「求められた項目をとりあえず埋めた」感が強く、質疑においても、当方から質問しない限り踏み込んだ内容の説明はないが多かった。多忙な業務の間をぬっての対応である事情は理解するが、適正な評価のために、もう少し丁寧な準備をしていただきたかった。

④ 評価項目について

今回の7事業は、ほとんどが低所得世帯・高齢者・障害者への助成事業であり、その意味では「必要性」は必然的に「ある」または「高い」となった。

「有効性」については、各事業ともに資料や説明から利用者・受給者の反応・受け止め方を伺うことはできないため、ある程度推測を伴ったことは否めない。

その結果、多くの課題を指摘することになったのは「効率性」の項目である。

行政側・市民委員側共に短い時間での対応で限界はあるものの、評価項目や評価材料の提供方法は今後検討が必要かもしれない。

⑤ 行政評価表について

各所管部署ともに、定量面では手元にある集計結果等をそのまま使用しているケースが多かったが、当該事業が「真に支援を必要とする対象者にもれなく行き渡っているか」「各施策が有効に機能しているか」といった観点での数値把握・管理が必要かと思う。「必要性」は高い事業がほとんどであり、安定的に事業を継続していくためにも、基礎的なデータの整備と活用が望まれる。

3 市民評価委員会の活動経過

市民評価委員会は、本年度の評価にあたり、次のとおり活動をした。

(1) 委員会開催経過

回	日程	時間	場所 (日野市役所)	内容
第1回	令和4年10月24日	9:30-12:00	502 会議室	全体説明 主管課ヒアリング①
第2回	令和4年10月26日	9:30-12:00	101 会議室	主管課ヒアリング②
第3回	令和4年10月28日	9:30-12:00	502 会議室	主管課ヒアリング③
第4回	令和4年11月7日	9:30-12:00	501 会議室	主管課ヒアリング④
第5回	令和4年11月9日	9:30-12:00	504 会議室	ディスカッション
第6回	令和4年11月15日	9:30-12:00	504 会議室	報告書確認
第7回	令和4年11月21日	13:00-14:00	庁議室	市長報告会

(2) 委員名簿

区分	役職	氏名	ふりがな
有識者	委員長	小林 眞志	こばやし まさし
公募市民	副委員長	遠藤 寛靖	えんどう ひろやす
公募市民		能田 正行	のうだ まさゆき

※敬称略。同区分内は五十音順。

4 資料集

(1) 日野市行政評価システム市民評価委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 1 日

制定

改正 平成 19 年 5 月 9 日 平成 28 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 市民ニーズの変化に対応して、市の行政評価システムに市民の視点を取入れ、行政評価システムの透明性及び客観性を確保するため、日野市行政評価システム市民評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、事務事業を執行した課からの意見聴取に基づき外部の視点から評価を行い、市長に評価結果及び意見を報告する。

- (1) 市が執行した事務事業についての評価に関する事
- (2) 事務事業の改善に関する事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、行政運営の推進に関する事

(組織)

第 3 条 評価委員会は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する 5 名以内の者をもって構成する。

- (1) 市政全般について識見を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が定める期間とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 評価委員会には、委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は必要の都度委員長が招集する。

2 評価委員会は、評価の総括を行うときには、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議等に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第8条 評価委員会の事務局は、企画部企画経営課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則 (平成19年5月9日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 評価基準表

必要性 1				必要性 2				必要性 3				必要性 4				必要性 5			
有効性	効率性	計	方向性	有効性	効率性	計	方向性	有効性	効率性	計	方向性	有効性	効率性	計	方向性	有効性	効率性	計	方向性
1	1	3	G	1	1	4	G	1	1	5	F	1	1	6	F	1	1	7	F
1	2	4	G	1	2	5	G	1	2	6	F	1	2	7	F	1	2	8	F
1	3	5	G	1	3	6	G	1	3	7	E	1	3	8	E	1	3	9	E
1	4	6	G	1	4	7	G	1	4	8	D	1	4	9	D	1	4	10	D
1	5	7	G	1	5	8	G	1	5	9	D	1	5	10	D	1	5	11	D
2	1	4	G	2	1	5	G	2	1	6	F	2	1	7	F	2	1	8	F
2	2	5	G	2	2	6	G	2	2	7	F	2	2	8	F	2	2	9	F
2	3	6	G	2	3	7	G	2	3	8	E	2	3	9	E	2	3	10	E
2	4	7	G	2	4	8	G	2	4	9	D	2	4	10	D	2	4	11	D
2	5	8	G	2	5	9	G	2	5	10	D	2	5	11	D	2	5	12	D
3	1	5	G	3	1	6	G	3	1	7	E	3	1	8	E	3	1	9	E
3	2	6	G	3	2	7	G	3	2	8	E	3	2	9	E	3	2	10	E
3	3	7	G	3	3	8	G	3	3	9	E	3	3	10	E	3	3	11	E
3	4	8	G	3	4	9	G	3	4	10	D	3	4	11	D	3	4	12	D
3	5	9	G	3	5	10	G	3	5	11	D	3	5	12	D	3	5	13	D
4	1	6	G	4	1	7	G	4	1	8	C	4	1	9	C	4	1	10	C
4	2	7	G	4	2	8	G	4	2	9	C	4	2	10	C	4	2	11	C
4	3	8	G	4	3	9	G	4	3	10	C	4	3	11	C	4	3	12	C
4	4	9	G	4	4	10	F	4	4	11	B	4	4	12	B	4	4	13	B
4	5	10	G	4	5	11	F	4	5	12	B	4	5	13	B	4	5	14	A
5	1	7	G	5	1	8	G	5	1	9	C	5	1	10	C	5	1	11	C
5	2	8	G	5	2	9	G	5	2	10	C	5	2	11	C	5	2	12	C
5	3	9	G	5	3	10	G	5	3	11	C	5	3	12	C	5	3	13	C
5	4	10	G	5	4	11	F	5	4	12	B	5	4	13	B	5	4	14	A
5	5	11	G	5	5	12	F	5	5	13	B	5	5	14	A	5	5	15	A

必要性=2点以下の場合
F「抜本的見直し」:「必要性」が2点で、「有効性」と「効率性」が両方も4点以上
G「休止・廃止」:上記F「抜本的見直し」に該当するもの以外全て

必要性=3点以上の場合
A「拡大・充実」:「必要性」「有効性」「効率性」のうち2項目が5点で、他の1項目が4点以上
B「維持・継続」:「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が4点以上(上記A「拡大・充実」に該当するものは除く)
C「効率性を改善」:「必要性」が3点以上かつ「有効性」が4点以上で、「効率性」が3点以下
D「有効性を改善」:「必要性」が3点以上かつ「効率性」が4点以上で、「有効性」が3点以下
E「効率性・有効性を改善」:「必要性」が3点以上かつ「有効性」「効率性」の一方が3点で、もう一方が3点以下
F「抜本的見直し」:「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が2点以下

令和4年度（2022年度）
日野市行政評価システム市民評価委員会 意見書

作成日：令和4年（2022年）11月21日
作成：日野市行政評価システム市民評価委員会
所管部署：日野市企画部企画経営課

〒191-8686
東京都日野市神明1-12-1 日野市役所
電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電話：042-514-8069（企画経営課）
FAX：042-581-2516
E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
